



Title	西ドイツ農場令の違憲性
Author(s)	川井, 健; KAWAI, Takeshi
Description	資料
Citation	北大法学論集, 14(3-4), 211-216
Issue Date	1964-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27826">https://hdl.handle.net/2115/27826</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(3_4)_P211-216.pdf



## 西ドイツ農場令の違憲性

川 井 健

## 一 は し が き

西ドイツの旧イギリス占領地区では、一九四七年四月二四日の農場令 (Höfeordnung) が施行されている。この法律の狙いは、農場の不分割的維持にあるが、その手段としてこの立法は、農場所有者が何等の意思表示をしないときは、法律上当然に一定の順位の者が優先的に農場を相続し、他の共同相続人には補償すべきものとしている。そして右農場承継者の順位については、原則として長男子優先の原則を規定している<sup>(六)</sup>。

従来から、このような長男子優先の原則は、西ドイツの基本法第三条に定める男女平等の原則に反するのではない<sup>(1)</sup>かとの議論があり、判例および学説上の論争の一点とされてきた。そして学説は分れつつも、多数説は違憲を主張していたのに対し、下級裁判所の多数判例および連邦裁判所の一九五九年五月五日の決定 (BGHZ 30, 50ff.) は合憲と判示した。このような見解の分れる問題につき、連邦憲法裁判所が、いかなる判決を下すかは、かねてから注目されてきた

料 ことではあったが、同裁判所は、一九六三年三月二〇日の判決で、右農場令の規定が、基本法第三条第二項、第三項に違反する旨の判断を下した。<sup>(2)</sup> もっとも占領の終了に伴う経過法の問題が絡み、右農場令が直ちに無効だとは云っていない。しかし、いずれにせよ実質的に右農場令の規定を違憲と判示した連邦憲法裁判所の判決は、各方面に大きい波紋を投げかけることは確かであり、法律の改正にもつながる問題を含んでいる。わが国でも農地相続について、規整をなすべきか否かが論議されている今日、他山の石として右判決の意義を考察しておくことは有意義なことと思われる。以下、先ず右判決を紹介し、ついで右判決のもつ意義につき、若干の問題点を指摘しておきたい。

(1) 拙著、西ドイツの農村における資産相続とその背景（農政調査委員会）三三三頁参照。

(2) FamRZ 1963, 228; RdL 1963, 94.

### 三 連邦憲法裁判所一九六三年三月二〇日判決

〔事実〕 上告人は、P夫婦の長女として一九二二年に生れたが、父は一九四六年に死亡した。はじめ母が農場を承継したが、この母も一九五七年一月三日に死亡した。上告人は、農場令第六条第一項第三段が同権原則に反して無効だとして農場承継人たらんとしたところ、農業裁判所 (AmtsG Lüdinghansen) は、一九二四年に生れた弟フーベルトが農場承継人となっている旨確認した。ハム高等裁判所もこれに従い、連邦裁判所も一九五九年五月五日の決定で上告を棄却した。上告人はこれを不服として連邦憲法裁判所に上告したのが本件である。

〔判決要旨〕

一、イギリス地区の農場令第六条第一項第三段（法定相続順位における男性の優先）は、基本法第三条第二項、第三項と調和しない。

二、経過協定 (Überleitungsvertrag) によると、占領法規は、その基本法との調和如何にかかわらず、さしあたり効力を維持する。そのかぎりでは連邦憲法裁判所の否認権 (Verwerfungskompetenz) は、排斥される。

三、立法者は、経過協定の施行 (一九五五年五月五日) の時から、占領法規を相当の期間内に基本法と適合させる憲法上の義務を負う。

連邦憲法裁判所は、立法者が右の義務を履行しているか否かを審理すべきである。

右判決要旨の中、事件の解決そのものにとつては、第二点、第三点が重要であり、判旨は、立法府が現在の国会の会期の終る一九六五年の秋までに新たな立法をなすべきことを述べているが、このような経過法の問題については省略し、本稿では、もっぱら第一点についての判決理由だけをとりあげ、やや詳細に判旨を紹介したい。

判旨は、先ず、農場令が民法に対し特別の承継 (Sondernachfolge) を定め、それが公けの利益 (Öffentliche Interesse) に役立つことを述べ (FrankRZ 1963, 229)、ついで、連邦憲法裁判所の判例が男女同権について、生物学的、機能的差異により両性を区別して規律してもさしつかえがないとしていることを指摘した上で、農場承継につき女子を後順位とすることの可否の検討に移り、つぎのように述べる (FrankRZ 1963, 230)。「農場の外部的経営 (Außenwirtschaft) や立案、管理が通常男性の責任であり、女性は、家政、厩舎、庭園の仕事を伴う内部的経営 (Innenwirtschaft) を担当するといふことは適切なことも知れない。こうした労働の分担は、また一般に自然的事情に合致している。しかしながら、このことが農場承継における男性の優位を正当化するには十分ではない。農場の立案が必然的に外部的労働と結びつくという見解自体、疑問を免れない。その場合、主として精神的な管理が問題なのであり、そうした管理は、農場と市場との結びつきが増大するにつれ、ますます大きい独自の意義をもつこととなっており、外部的経営の管理からは完全に分離することが可能となる。このことは、すでに少なからぬ農場が女性により管理されていることに示されてい

料  
る。「いかなる事情の下に農場の維持が保障されるかという考慮にとつては、農場の統一的な経済組織は、その個々の分担の領域に配分されえない。むしろ経営全体をめざすべきである。経営は大部分家族経営なのであり、農場協同体 (Hofgemeinschaft) の全構成員、とくに夫婦双方の協力が要請される。しかし男女の職務が農場にとつてほぼ同等の意味をもち、農場の生産がその協働によつてはじめて生ずる場合には、農業における通常の労働の分担という事によつては、法定相続の際、農場相続人の性如何により區別をすることにつき、何等の正当の理由は導かれえない。その上、農場令は、法定相続によつて生じうる農場の収穫力の著しい減退を避けるために、十分な操作をしてゐる。とくに農場令第六条第五項第一段によると、直系卑属が農場の正常な経営をあまり公共の食糧事情を不利にするとき、つまり経営能力がないときには、原則として農場相続人になれないこととなっている。」判旨は統いて、男性の優先が農場令自体においても一貫して貫かれていないことを指摘し、男性の優先が絶対的に要請されるものでないことを述べ、さらに、男性の優先は、何世紀もの伝統に根ざし、農場令の施行される地方で男子が農場承継人にえらばれるという実際に適合するけれども、農場令が明文で男性の優先を規定したことは、基本法第三条第二項、第三項に反すると述べる。そして、「同権の原則は、文言、意義、成立史が示すように、包括的に適用される。その適用は、当事者の伝統的な確信に左右されることはない。基本法第三条第二項、第三項は、ただ単に、従前適用されていた法原則を確認しようとしたにとどまらず、将来にわたり、両性の平等を貫徹しようとしたものである」という。

(1) この点については、後掲 Schardey, FamRZ 1963, 265 のほか Wöhrmann, RdL 1963, 98 f. が詳細に論評している。

### 三 右判決の意義

右判決に対しては、先に、農場における外部的経営を重視する立場から、農場相続における男性の優先を合憲と主

張したシャルダイ<sup>(1)</sup>により、早速批判の筆がとられている。<sup>(2)</sup>シャルダイは、農場の管理が外部的経営と密接に結合し、これにより規定されているという見解に立ちつつ、判旨の理由づけの不十分さ、他の文献、判例の検討の少なさ等を指摘している。しかしすでに触れたように、西ドイツで比較的多数の学説は、右判決と同じく農場令の男子優先の原則の違憲性を主張してきた。右判決は、こうした論争に一応の終止符を打ち、われわれは比較的近い将来、新たな立法の出現を期待できることになったのであるが、右判決のもつ意義は、つぎの諸点に要約できるであろう。

第一に、右判決は、憲法上の男女同権の規定の解釈について、一つの限界を判示したものである。周知のように、西ドイツでは男女同権を両性の機能的役割に即して理解しようとする見解が支配的ではあるが、右判決はそうした解釈につき一つの限界を示し、過度の機能的同権の行きすぎを押えたものとみることができるとしている。この点では、先に、親権につき父の最終的決定権および父の法定代理権を認められた男女同権法の規定<sup>(一六二八条、一六二九条一項)</sup>を違憲と判示した連邦憲法裁判所の判決と同様の思想に立脚するものである。<sup>(3)</sup>

第二に、右判決は、一子相続立法につき一つの限界を示したことになる。この判決により、ナチスの世襲農場法以来戦後も維持されてきた男子優先相続は終焉を告げたこととなる。勿論一子相続を実現する法技術としては多種のものがあり、右農場令の如き法定の男子優先の原則は、今日では極端な立法となりつつある。<sup>(4)</sup>右判決は、たとえ農場の不分割的維持という公けの利益、今日の農業政策上の重要な課題のためにはあっても、民法的原理の極端な修正は許されないことを示したものと見て、頗る注目に値する。

最後に、右判決では争われていない問題点として、一子相続を実現するにつき、果して法定の承継順位——長子もしくは末子——を定めること自体、適法もしくは妥当であるかという問題が残されていることを附言しておきたい。<sup>(5)</sup>

資料

- (1) Schardey, Gleichberechtigungsgrundsatz und Vorrang des männlichen Geschlechts bei der Hoferbfolge, 1961.
- (2) Schardey, FamRZ 1963, 265.
- (3) BVerfG Urt. v. 29.7. 1959, FamRZ 1959, 416.
- (4) 拙著, 前掲三四頁。
- (5) 拙著, 前掲三二頁以下参照。